

答弁書第一〇九号

内閣参質一八九第一〇九号

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの件については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十七号）第七条の規定に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画（平成十四年三月十五日閣議決定）に基づき、性的指向や性同一性障害を理由とした偏見や差別の解消を目指して、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施しているところ、引き続きこうした活動の実施に努めてまいりたい。

二について

御指摘の「税制控除や契約事項に同性カップルを認める制度の確立」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「同性カップル」を法制度上どのように位置付けるかについては、それぞれの制度の趣旨を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

三について

御指摘の「憲法改正論議に際しては」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「同性カップル」との関係で憲法第二十四条の改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わ

る問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えている。